

第7章 環境の保全のための措置

7.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方

本事業は、都市鉱山からの有価金属の回収によるサステナブルな資源リサイクルの推進と、埋め立て処分ゼロの完全リサイクルの実施を目的としており、循環型社会の形成に資するものである。

本事業では地球環境に配慮し、廃棄物自身の燃焼熱を有効利用した自燃式焼却炉であるロータリキルン炉を採用することで、重油等の化石燃料の使用を低減するほか、廃熱ボイラーで回収した蒸気は所内で自家発電に有効活用することとした。

また、地域環境に十分に配慮し、建設予定地は住居等から離れた位置としているほか、飛灰発生防止対策、騒音・振動低減対策、水質汚濁低減対策を行うとともに、受入れ廃棄物は専用の建屋内に屋内保管するなど事業による環境影響を可能な限り回避又は低減する計画とした。

7.2 環境の保全のための措置の検討の経過

7.2.1 事業計画検討段階

事業計画の検討段階においては、計画施設を既存の敷地に設置し新たな土地の造成を回避するとともに、建設予定地は周辺住居等の生活環境への影響に配慮し、住居等から離れた位置に選定するなど環境影響の回避・低減のための検討を行った。

7.2.2 工事中

工事に実施可能な環境保全措置として、排ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械の使用、掘削土の場内利用・処理、大型車の幹線道路の走行、仮設沈降槽の設置、工事排水の監視など環境影響の回避・低減のための検討を行った。

7.2.3 供用時

施設の供用に係る環境保全措置として、ダイオキシン類の発生の少ない燃焼方式、飛灰の再利用と処理、受入れ廃棄物の屋内保管、設備騒音・振動低減対策、設備排水処理、廃棄物運搬車両の幹線道路の走行など環境影響の回避・低減のための検討を行った。

7.3 環境の保全のための措置の内容

「第6章 環境影響評価の結果」に記載した予測の実施にあたり、予測の前提となる環境影響を実行可能な範囲内で回避・低減するために講じる環境保全措置の内容・方法及び実施主体等について整理した結果は、次のとおりである。

表 7.3-1(1) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
工事の実施	建設機械の稼働	大気質（窒素酸化物・粉じん等）	発生源対策	事業者	土地造成の回避	計画施設は既存の敷地に設置し、新たな土地の造成は行わないため、造成工事に係る建設機械は発生しないことから、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 建設機械台数の減少により、効果が確実である。	なし
					大型機器類の工場組立て	ボイラー等の大型機器類は、できる限り工場組立てし、現地の建設機械の使用台数を減らすことで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 建設機械台数の減少により、効果が確実である。	なし
					排ガス対策型建設機械の使用	できる限り排ガス対策型建設機械を使用することで、窒素酸化物の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 排出量の減少により、効果が確実である。	なし
					アイドリングストップの徹底	建設機械の稼働停止時のアイドリングストップの徹底を図ることで、窒素酸化物の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 排出量の減少により、効果が確実である。	なし
					建設機械の点検、整備、散水の実施	点検、整備により建設機械の性能維持に努めること及び必要に応じ散水等を行うことで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 排出量、飛散量の減少により、効果が確実である。	なし
	騒音・振動	発生源対策	事業者	土地造成の回避	計画施設は既存の敷地に設置し、新たな土地の造成は行わないため、造成工事に係る建設機械は発生しないことから、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 建設機械台数の減少により、効果が確実である。	なし	
				大型機器類の工場組立て	ボイラー等の大型機器類は、できる限り工場組立てし、現地の建設機械の使用台数を減らすことで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 建設機械台数の減少により、効果が確実である。	なし	
				低騒音、低振動型建設機械の使用	できる限り低騒音、低振動型建設機械を使用することで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	建設機械の影響は低減する。	○ 発生の低減により、効果が確実である。	なし	

表 7.3-1(2) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響		
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行	大気質（窒素酸化物、粉じん等）	発生源対策	残土の場内利用・処理	事業者	工事に伴い発生する掘削土は、極力対象事業実施区域内で利用又は処理することにより、残土運搬車両台数を低減することで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし
				大型機器類の海上輸送	ボイラー等の大型機器類は、海上輸送により搬入することにより、搬入車両台数を低減することで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし	
				乗り合い通勤の徹底	工事関係者の乗り合い通勤の徹底を図ることにより、工事関係車両台数を低減することで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし	
				エコドライブの徹底	急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等、エコドライブの実施を工事関係者に周知徹底することで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	排出量の減少により効果が確実である。	なし	
				通勤時間帯における工事用資材等の搬出入の回避	車両が集中する通勤時間帯には、できる限り工事用資材等の搬出入を行わないことで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	通勤時間帯の車両台数の減少により効果が確実である。	なし	
				運搬車両のタイヤ洗浄	運搬車両が汚れた状態で構外に出る際には、適宜タイヤ洗浄を行うことで、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	タイヤ洗浄により効果が確実である。	なし	
				大型車の生活道路の走行回避	大型車は臨港道路などの幹線道路を利用し、沿道に住居の多い道路の走行を極力避けることで、窒素酸化物、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	大型車が走行しないことにより効果が確実である。	なし	

表 7.3-1(3) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響		
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行	騒音、振動	発生源対策	事業者	残土の場内利用・処理	工事に伴い発生する掘削土は、極力対象事業実施区域内で利用又は処理することにより、残土運搬車両台数を低減することで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし
					大型機器類の海上輸送	ボイラー等の大型機器類は、海上輸送により搬入することにより、搬入車両台数を低減することで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし
					乗り合い通勤の徹底	工事関係者の乗り合い通勤の徹底を図ることにより、工事関係車両台数を低減することで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし
					急発進、急加速の禁止等	急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等の実施を工事関係者に徹底することで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	発生量の低減により効果が確実である。	なし
					通勤時間帯における工事用資材等の搬出入の回避	車両が集中する通勤時間帯には、できる限り工事用資材等の搬出入を行わないことで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	通勤時間帯の車両台数の減少により効果が確実である。	なし
					大型車の生活道路の走行回避	大型車は臨港道路などの幹線道路を利用し、沿道に住居の多い道路の走行を極力避けることで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	大型車が走行しないことにより効果が確実である。	なし

表 7.3-1(4) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行	人と自然との触れ合いの活動の場	残土の場内利用・処理	事業者	工事に伴い発生する掘削土は、極力対象事業実施区域内で利用又は処理することにより、残土運搬車両台数を低減することで、窒素酸化物、粉じん等による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし
			大型機器類の海上輸送		ボイラー等の大型機器類は、海上輸送により搬入することにより、搬入車両台数を低減することで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし
			乗り合い通勤の徹底		工事関係者の乗り合い通勤の徹底を図ることにより、工事関係車両台数を低減することで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	車両台数の減少により効果が確実である。	なし
			急発進、急加速の禁止等		急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等の実施を工事関係者に徹底することで、大気質、騒音、振動による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	発生量の低減により効果が確実である。	なし
			通勤時間帯における工事用資材等の搬出入の回避		車両が集中する通勤時間帯にはできる限り工事用資材等の搬出入を行わないことで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	通勤時間帯の車両台数の減少により効果が確実である。	なし
			運搬車両のタイヤ洗浄		運搬車両が汚れた状態で構外に出る際には、適宜タイヤ洗浄を行うことで、粉じん等による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両の影響は低減する。	○	タイヤ洗浄により効果が確実である。	なし

表 7.3-1(5) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
工事の実施	水質（水の濁り）	水の濁りの低減	土地造成の回避	事業者	計画施設を既存の敷地に設置し、新たな土地の造成を行わないことで、水の濁りの影響を低減できる。	低減	○	海域への影響は低減する。	○	土地造成の回避により、効果が確実である。	なし
			排水処理		建設工事に伴う工事排水は、仮設沈降槽等にて濁りを除去するとともに、既存排水と合流し、前面プールを経て海域に排水することで、水の濁りの影響を低減できる。	低減	○	海域への影響は低減する。	○	排水処理により、効果が確実である。	なし
		排水管理	濁り監視		仮設沈降槽等出口、前面プール出口において濁りを監視し、水質を管理することで、水の濁りの影響を低減できる。	低減	○	海域への影響は低減する。	○	排水管理により、効果が確実である。	なし
	水質（有害物質等）	土壌中の有害物質流出の低減	排水処理	事業者	掘削箇所に入った雨水や掘削に伴う発生水は集水渠により集水し、仮設沈降槽等にて沈降処理を行い、排水路にて既存排水と合流し、前面プールを経て海域に排水することで、有害物質の影響を低減できる。	低減	○	海域への影響は低減する。	○	排水処理により、効果が確実である。	なし
			水質監視結果に応じた排水処理		仮設沈降槽出口及び前面プール出口にて定期的に水質分析を行い、必要に応じて雨水や発生水を既設排水処理施設で処理することで、有害物質の影響を低減できる。	低減	○	海域への影響は低減する。	○	排水処理により、効果が確実である。	なし
	地下水・土壌汚染	有害物質による影響の低減	適切な対策とモニタリングの実施	事業者	土壌汚染対策法に基づき形質変更時要届出区域の届出を行い、いわき市環境監視センターの指導を受けながら、必要な対策とモニタリング等を実施することで、地下水及び土壌中の有害物質の影響を低減できる。	低減	○	海域及び周辺地域への影響は低減する。	○	監視結果に応じた対策により、効果が確実である。	なし
			掘削土壌の場内処理		掘削土壌は極力場外に搬出しないことで、周辺地域への土壌汚染の影響を低減できる。	低減	○	周辺地域への影響は低減する。	○	掘削土壌を極力場外に搬出しないため、効果が確実である。	なし

表 7.3-1(6) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	人と自然との触れ合いの活動の場	発生量の低減	土地造成の回避	事業者 計画施設は既存の敷地に設置し、新たな土地の造成は行わないため、造成工事に係る建設機械は発生しないことから、騒音、振動による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	施工による影響は低減する。	○	建設機械台数の減少により、効果が確実である。	なし
				対策型建設機械の使用	できる限り排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械を使用することで、大気質、騒音、振動による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	施工による影響は低減する。	○	発生量の減少により、効果が確実である。	なし
				アイドリングストップの徹底	建設機械の稼働停止時のアイドリングストップの徹底を図ることで、大気質による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	施工による影響は低減する。	○	排出量の減少により、効果が確実である。	なし
				建設機械の点検、整備、散水の実施	点検、整備により建設機械の性能維持に努めること及び必要に応じ散水等を行うことで、大気質、粉じん等による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	施工による影響は低減する。	○	排出量、飛散量の減少により、効果が確実である。	なし

表 7.3-1(7) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響		
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	廃棄物	発生量の低減	梱包材の簡素化	事業者	工所用資材等の搬入時の梱包材を簡素化することで、産業廃棄物等の発生量を低減できる。	低減	○	廃棄物による影響は低減する。	○	廃棄物の発生量が低減されることにより、効果が確実である。	なし
			有効利用等	産業廃棄物等の有効利用等		廃プラスチック類、金属くず、がれき類、木くずは、できる限り分別回収し、燃料や原料として有効利用することで、産業廃棄物等の最終処分量を低減できる。	低減	○	廃棄物による影響は低減する。	○	最終処分量の低減により、効果が確実である。	なし
			適正な処理	有効利用等が困難な産業廃棄物等の適正な処理		分別回収、有効利用等が困難な産業廃棄物等については、産業廃棄物等の種類ごとに専門の処理業者に委託し、適正に処理できる。	低減	○	廃棄物による影響は低減する。	○	法令に基づき適正な処理を行うことにより、効果が確実である。	なし
	建設工事に伴う副産物	発生量の低減	工事量の低減	工事量の低減	事業者	掘削範囲を必要最小限とすることで、掘削土の発生を低減できる。	低減	○	残土による影響は低減する。	○	掘削土の発生量が低減され、効果が確実である。	なし
			有効利用	掘削土の有効利用		工事に伴い発生する掘削土は、できる限り有効利用することで、残土の発生を低減できる。	低減	○	残土による影響は低減する。	○	残土の発生量が低減され、効果が確実である。	なし
			適正な処理	残土の場内利用		残土は極力場内で地盤整地に利用し、外部への搬出の低減に努めることから、周辺地域への影響を低減できる。	低減	○	周辺地域への影響は低減する。	○	残土を極力場外に搬出しないため、効果が確実である。	なし

表 7.3-1(8) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の有無	景観・人と自然との触れ合いの活動の場	景観に配慮した配置計画	事業者	計画施設は、敷地境界から100m以上離れた既存施設に囲まれた場所に計画することで、地域景観への影響を低減できる。	低減	○	景観への影響は低減する。	○	遮蔽建物や離隔により効果が確実である。	なし
			周辺景観との調和		計画施設は、周辺景観との調和に配慮した色彩とすることで、景観への影響を低減できる。	低減	○	景観への影響は低減する。	○	周辺景観と調和した色彩の採用により効果が確実である。	なし

表 7.3-1(9) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働 悪臭、土壌汚染	発生源対策	ダイオキシン類の排出抑制	事業者	排出ガスは、二次燃焼室で完全燃焼してダイオキシン類を完全に分解し、急冷塔で概ね200℃以下としてダイオキシン類の再合成を防止することで、大気質、土壌汚染の影響を低減できる。	低減	○	排ガスによる影響は低減する。	○ 排出量の低減により効果が確実である。	なし
			ばいじんの排出抑制・再利用		ばいじんはバッグフィルターで回収し、飛灰として全量を既設設備で再利用することで、大気質の影響を低減できる。	低減	○	排ガスによる影響は低減する。	○ 排出量の低減により効果が確実である。	なし
			定期点検・運転管理		各設備については、予防保全的な定期点検、及び適切な運転管理を通じて、性能維持を図ることで、大気質、土壌汚染の影響を低減できる。	低減	○	排ガスによる影響は低減する。	○ 排出量の低減により効果が確実である。	なし
			飛灰処理		発生飛灰はスラリー状にし、既設排水処理施設にポンプで直接圧送するため、飛灰の飛散・流出を回避できる。	低減	○	粉じん等の影響は低減する。	○ スラリー状にして圧送することにより効果が確実である。	なし
			廃棄物の屋内保管		受入れた廃棄物は、専用の建屋内に屋内保管することで、粉じん等の飛散及び悪臭を低減できる。	低減	○	粉じん等及び悪臭の影響は低減する。	○ 屋内保管により、効果が確実である。	なし

表 7.3-1(10) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	騒音、振動、低周波音、悪臭	発生源対策・伝搬経路対策	事業者	環境に配慮した配置計画	低減	○	施設による影響は低減する。	○	距離減衰等により効果が確実である。	なし
			防音対策		騒音が発生する施設には、防音ラギングやサイレンサーを設置することで、騒音、低周波音の影響を低減できる。	低減	○	施設による影響は低減する。	○	防音対策により、効果が確実である。	なし
			防振対策		振動が発生する施設には、防振パネ等を設置することで、振動の影響を低減できる。	低減	○	施設による影響は低減する。	○	防振対策により、効果が確実である。	なし
	水質、動物、植物	汚濁負荷量の低減	排水処理	事業者	リサイクル用前処理施設から発生する排水は、消石灰、硫酸鉄、凝集剤を添加後、重金属類をフロック化し、沈降分離を行うことで、水質及び海域動植物への影響を低減できる。	低減	○	海域への影響は低減する。	○	排水処理により、効果が確実である。	なし
			排水管理		定期的な水質分析	前面プール出口にて定期的な水質分析を行い、水質を管理することで、水質及び海域動植物への影響を低減できる。	低減	○	海域への影響は低減する。	○	排水管理により、効果が確実である。
	人と自然との触れ合いの活動の場	発生量の低減	廃棄物の屋内保管	事業者	受入れた廃棄物は、専用の建屋内に屋内保管することで、粉じん及び悪臭による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	粉じん等及び悪臭の影響は低減する。	○	屋内保管により、効果が確実である。	なし
			環境に配慮した配置計画		建設予定地は、周辺住居等の生活環境への影響に配慮し、製錬所内の住居等から離れた位置に選定することで、騒音、振動、低周波音による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	騒音、振動、低周波音の影響は低減する。	○	距離減衰等により、効果が確実である。	なし
			防音対策		騒音が発生する施設には、防音ラギングやサイレンサーを設置することで、騒音、低周波音による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	騒音、低周波音の影響は低減する。	○	防音対策により、効果が確実である。	なし
	廃棄物等	発生量の低減	生成物の処理・回収・再利用	事業者	計画施設において生成する再資源化滓（熔融スラグ・メタル）及び熔融飛灰（ばいじん）を既設の銅製錬施設で処理・回収・再利用することで、受入れ廃棄物による廃棄物の発生を低減できる。	低減	○	廃棄物による影響は低減する。	○	発生量の低減により、効果が確実である。	なし
			分別回収・有効利用		施設の維持管理で生じる廃プラスチック類、木くずは、できる限り分別回収し、燃料として可能な限り有効利用することで、最終処分量を低減できる。	低減	○	廃棄物による影響は低減する。	○	発生量の低減により、効果が確実である。	なし
			有効利用等が困難な産業廃棄物の適正処理		施設の維持管理で生じる燃えがら、がれき類はできる限り場内利用し、分別回収、有効利用等が困難な産業廃棄物については、産業廃棄物の種類ごとに専門の処理業者に委託することで、適正に処理できる。	低減	○	廃棄物による影響は低減する。	○	法令に基づく適正な処理により、効果が確実である。	なし

表 7.3-1(11) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	温室効果ガス等	排出量の低減	自燃式焼却炉の採用	事業者 計画施設（ロータリキルン炉）は、廃棄物自身の燃焼熱を有効利用した自燃式焼却炉であり、重油等の化石燃料の使用を低減できるため、温室効果ガス排出量を低減できる。	低減	○	温室効果ガス等の影響は低減する。	○ 排出量の低減により効果が確実である。	なし
				排熱の有効利用	事業者 計画施設から排出される排ガスの排熱を利用してボイラーで蒸気を製造し、工場内蒸気若しくは発電用蒸気として使用することで、所内の自家発電を増やすことができる。	低減	○	温室効果ガス等の影響は低減する。	○ エネルギーの有効利用により効果が確実である。	なし
				電力消費の抑制	事業者 ガスピローターのモータをインバーター制御する等により、電力消費を抑制することで、温室効果ガス排出量を低減できる。	低減	○	温室効果ガス等の影響は低減する。	○ 排出量の低減により効果が確実である。	なし
土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の運搬に用いる車両の運行	大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）	発生源対策	エコドライブの徹底	事業者 急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等、エコドライブの実施を関係者に周知徹底することで、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の影響を低減できる。	低減	○	廃棄物運搬車両等の影響は低減する。	○ 排出量の減少により効果が確実である。	なし
				廃棄物運搬時の粉じん飛散防止	事業者 廃棄物運搬車両は天蓋付き車両の使用又は荷台にシートを掛けることにより粉じんの飛散防止を図ることで、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	廃棄物運搬車両等の影響は低減する。	○ 粉じん飛散防止措置により効果が確実である。	なし
				大型車の生活道路の走行回避	事業者 大型車は臨港道路などの幹線道路を利用し、沿道に住居の多い道路の走行を極力避けることで、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等の影響を低減できる。	低減	○	廃棄物運搬車両等の影響は低減する。	○ 大型車が走行しないことにより効果が確実である。	なし

表 7.3-1(12) 環境の保全のための措置の内容

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響		
土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の運搬に用いる車両の運行	騒音、振動	発生源対策	事業者	急発進、急加速の禁止等	急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等の実施を関係者に周知徹底することで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	廃棄物運搬車両等の影響は低減する。	○	発生量の減少により効果が確実である。	なし
					大型車の生活道路の走行回避	大型車は臨港道路などの幹線道路を利用し、沿道に住居の多い道路の走行を極力避けることで、騒音、振動の影響を低減できる。	低減	○	廃棄物運搬車両等の影響は低減する。	○	大型車が走行しないことにより効果が確実である。	なし
	人と自然との触れ合いの活動の場	活動の場への影響の低減	事業者	急発進、急加速の禁止等	急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等の実施を関係者に周知徹底することで、騒音、振動による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	廃棄物運搬車両等の影響は低減する。	○	発生量の減少により効果が確実である。	なし	
				廃棄物運搬時の粉じん飛散防止	廃棄物運搬車両は天蓋付き車両の使用又は荷台にシートを掛けることにより粉じんの飛散防止を図ることで、粉じん等による活動の場への影響を低減できる。	低減	○	廃棄物運搬車両等の影響は低減する。	○	粉じん飛散防止措置により効果が確実である。	なし	